

令和5年3月30日

豊川市議会議長 早川 喬俊 様

市民文教委員長 中村 浩之

市民文教委員会所管事務調査報告書

本委員会の所管事務についての調査結果を報告いたします。

1. 調査項目

(1) 小中一貫教育について

本市では、以前より「豊川市の未来を拓く教育推進懇談会」等で小中一貫教育について、議題となり議論されてきた。今後、本市においても少子化の波は避けては通ることのできない重要な課題だと考え、調査を行いました。

(2) 部活動における各種取組について

本市において、令和4年6月に「令和5年度より小学校部活動を廃止する。」とともに「中小学校体育連盟豊川支所が主催する小学校サッカー、バスケットボール、陸上競技大会は、令和4年度を最後の大会とする。」見直し方針が示された。そこで、今後、学校における児童・生徒たちの体力及び運動能力を維持・向上させるための取組みが重要な事項と考え、調査を行いました。

2. 調査内容

別紙〈調査経過〉のとおり、先進市の視察内容を踏まえて委員間での意見交換を行いました。

3. 調査結果

(1) 小中一貫教育について

①本市の状況

日本では、出生率の低下により少子化や人口減少が進行するなか、本市では、豊川市教育大綱に基づき、「ともに学び 生きる力を育み 未来を拓く豊川の人づくり」を基本理念とする様々な教育施策を展開しており、子どもたちの成長を支える学校教育についても多くの取組を進めている。中でも学校教育施設については、少子化の動向を踏まえた管理が求められており、市公共施設全体の適正配置や長寿命化の方針を踏まえた老朽校舎の改修などに取組んでいるところである。その中で、

今後、「小中一貫教育の推進」を一つの事業として、教育アクションプランに盛り込むことも可能であるとの回答がされている。

②－1 先進都市の状況（兵庫県 姫路市）

- ・視察日： 令和4年7月27日（水） 13：30～
- ・説明者： 姫路市役所 教育委員会 学校指導課 指導主事 喜谷 智行 氏
指導主事 小島 浩平 氏
係長 飯田 晋 氏

(a) 姫路市市立学校の概要

兵庫県南西部にある姫路市の学校は地域で3形態に分かれる

- ・市中心部の学校 ・山村部の学校 ・島にある学校
- 小学校66校 中学校32校 義務教育学校3校
- 特別支援学校（市立）1校 高等学校（市立）3校 計105校

(b) 姫路市の小中一貫教育の類型

義務教育学校

施設一体型＝1校 施設隣接型＝1校 施設分離型＝1校

中学校ブロック

1中1小＝7ブロック 1中2小＝17ブロック

1中3小＝7ブロック 1中4小＝1ブロック

(c) 姫路市の小中一貫教育の歴史

- ・準備期 平成19年～20年
- ・小中一貫教育ファーストステージ 平成21年～29年
H21 隣接型のモデル実践開始
H23 すべての中学校ブロックにおいて実践開始
分離型モデルの実践開始
- ・小中一貫教育セカンドステージ 平成30年～
H30 施設隣接型義務教育学校開校
R1 施設分離型義務教育学校開校
R2 施設一体型義務教育学校開校
R3 ブランドカリキュラム作成開始

(d) 小中一貫教育導入の背景

- ・児童の実態
問題行動件数は中学一年で急増している
→小から中への校種が変わることで環境になじめないのではないか
- ・教職員の意識
小学校：学級担任制→学級の壁→子どもの育ちや学びをつなげる視点の弱さ

- 中学校：教科担任制→強化の壁→それぞれの校種の中だけで考える風土
- ・学校種間の接続を円滑にし、入学時の不安や心理的段差の軽減を図り学力の向上と人間関係力の育成を目指す目的で小中一貫教育を導入する。
- (e) 小中連携教育
- ・小中が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育を行う
- (f) 小中一貫教育
- ・小中連携教育のうち、小・中学校が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育
- (g) 姫路市の進める小中一貫教育
1. 小中共通の教育目標・目指す子供像の設定 ----- 意図的
 2. 9年間を見通した一貫した指導 ----- 計画的
 3. 小中教職員・保護者・地域住民による協働実践 --- 組織的
- (h) 市内全体の取組
- ・小中一貫教育推進計画（推進計画作成のポイント）
ブロックの実態を把握→目指す子供像の設定→具体的な取組と検証方法を考える
- (i) 小中一貫教育推進事業費
- ・報償費：小中一貫合同研修や小中合同授業研究会等で大学講師等を招聘した際の謝金
 - ・旅 費：講師へ支払う交通費や、教職員が小中一貫教育の先進校視察に行くときの交通費。
 - ・需用費：小中一貫教育推進のために必要な物品購入費（教科書等）や、印刷費製本費（家庭学習の手引き、小中一貫教育カレンダー等）。
 - ・その他：施設利用費や、音楽会乗り入れ時の楽器運搬費、小中一貫教育事業に係る児童生徒の交通費等。
- (j) 市内全体の取組
- ・小中一貫教育担当者会 全市的に取組を共有
○全体研修 ○各ブロックの実践発表 ○担当者間の情報交換
- (k) 義務教育学校設置に向けて
- ・小中一貫教育の課題 → 組織の2重構造の解消 → 義務教育学校
- (l) 姫路市義務教育学校設置方針
- ア 小中一貫教育を一層推進し、特色と魅力のある学校の実現を目指して義務教育学校の設置を検討する。
 - イ 設置にあたっては、小中学校の連携強化、義務教育9年間を通じた系統性・連続性への配慮、本市の教育課題の解決、教育環境の整備、教育資源

の最大限の活用に努め、取組についてモデル的に全市発信する。

- ウ 全ての中学校ブロックにおいて、義務教育学校への導入を目指すものではない。
- エ 義務教育学校は、地域と共にある学校づくりの観点から、学校への支援体制も含めて地域の理解が得られること、また、地域や児童生徒の実態に基づいた教育課程の設定等を導入の条件として公募するものとする。公募要領については、別に定める。
- オ 義務教育学校は、9年間の系統性を確保した教育課程、特色ある教育課程により、積極的に情報発信し、魅力ある姫路の教育の全市展開に資するものとする。

(m) 姫路市義務教育学校設置公募要領

・応募の条件

- ア 地域とともにある学校づくりの観点から、地域の理解が得られていること。
- イ 地域や児童生徒の実態に基づいた、9年間の系統性や特色のある教育課程を設定すること。または、特色のある教育課程設定に向けた研究体制が整っていること。
- ウ 小中一貫教育について、姫路市教育委員会と協議しながら推進すること。成果や課題については、姫路市教育委員会の求めに応じて報告すること。

(n) 姫路市が目指す義務教育学校とは

・9年間の課程を一体化させた学校

ねらい：究極の小中一貫教育を行うこと。

特色：①弾力的なカリキュラム編成（独自性）

ブランドカリキュラムの作成

・弾力的な学年区分

9年間を、4・3・2制の区分に分ける

1年～4年＝前期 5年～7年＝中期 8・9年＝後期

(o) ブランドカリキュラム

『「目指す子供像」の具現化に向けた9年間を貫く特色ある教育課程の作成学校や地域の実態に応じた「目指す子供像」の具現化に向け、9年間の系統性を確保した教育課程（以下、ブランドカリキュラム）の作成を、各中学校区・義務教育学校区（以下、各ブロック）において令和2年度より進めています。今後、ICTによる学習環境整備が進むことで、一人一人の子供それぞれに合わせた教育が展開されるようになって、学校が「人が集い、学ぶ場」であることは不変です。ブランドカリキュラムは、各ブロックの9年間を見通した教育目標達成の道筋となるとともに、保護者・地域住民との互恵的な協働を促し、

学校がもつ「人が集い、学ぶ場」としての機能を強化する可能性を秘めています。各ブロックのブランドカリキュラムは、令和4年度末までの完成を予定しています。』※姫路市HPより抜粋

(p) 義務教育学校の成果

- ・前期課程の教員は後期課程の学習を意識して授業を進め、後期課程の教員は前期課程での子供の学びを意識して授業づくりを行うようになった。
- ・一人の子供の9年間を見通した考えで、指導に当たることができるのは、義務教育学校の強みである。
- ・6年生から7年生へ引き継ぎがスムーズになり子供も中一ギャップが薄まった。
- ・後期課程の生徒の姿を手本として、前期課程の児童も学校生活が送れている。
- ・後期課程の不登校の生徒が減少した。
- ・一人職である養護教諭や事務職が2人いることで、相談しながら進めることができる。
- ・授業参観や懇談会、運動会などの日程が調整できるので、保護者の負担が減った。

(q) 義務教育学校の課題

- ・後期課程の教員は前期課程の学びが生きるように授業改善をもっと図る必要がある。
- ・前期後期の教員が授業や担任等でもっと柔軟に行き来できるようになれば、義務教育学校の強みが生かせる。
- ・公文書などで一本化できることと、前期後期で分けなければならないことなどを見極めていかなければならない。
- ・給食が前期課程は自校式、後期課程はセンター式なので、後期課程も自校式に統一出来たら、指導がしやすい。
- ・現在3人とも中学校籍の校長である。今後小学校籍の校長を配置することが、市の小中一貫を推進する上でも大切なのではないか。
- ・コミュニティスクール事業は、社会教育部が担わないと拡がらないのではないか。県教委も社会教育部が担当している。社会教育部からも、地域に向けて、学校づくりへの参画を促すことが必要だと考える。

(r) 姫路市立白鷺小中学校（同一敷地内施設隣接型の義務教育学校）

隣接した地区の城南小学校と城巽小学校が一つに統合し白鷺小学校になり、姫路市立白鷺中学校と同じ敷地内に移行統合し、姫路市立白鷺小中学校となる。

③総評

今回、小中一貫教育の取り組みを視察目的として姫路市を訪れました。

姫路市の、小中一貫教育の取り組みのスタートは、導入の背景に載せましたが、問題行動件数が中学一年で急増しているという、いわゆる「中一ギャップ」の実態、小学校と中学校の教師の意識の違いによる児童生徒への関わり方と、今の予測不可能な社会のなかにおいて、子供たちが成長し、未来を切り拓いていくための力を養うためのカリキュラムが必要である。ということから始まっております。

そのカリキュラムは、学校や地域の実態に応じた「ブランドカリキュラム」として、子供に関わる社会が「総ぐるみ」で育むことを目的として考えられています。また、学校の在り方として「人が集い、学ぶ場」としての機能を強化する可能性も秘めているとされています。

この、「ブランドカリキュラム」がベースにあることで、子供の成長は途切れない連続したものであるととらえ、小中の9年間の教育も連続して行わなければならないものとするならば、形になるのは小中一貫教育であるということになります。

そして、義務教育学校は、小中一貫教育であきらかになった課題を解決するための形であるということです。また、説明の資料にはありませんでしたが、姫路市は小中だけでなく、今後、高校までを含めた一貫教育を考えているそうです。

豊川市においても、児童生徒の置かれている状況は姫路市と同じで、発達障害などを含む相談件数が、増加の一途をたどっております。早急に何らかの対処を考えなければならない状況です。学校という今までの形が、これからの子供たちの教育に対応できる適切な形なのかなど、今すぐにも考えていかなければならないと強く感じました。また、豊川市も姫路市と同様に、地域差があります。学校を取り巻く環境の違いもあります。学校関係者だけで子供たちの教育、未来を担保するのではなく、「市民総ぐるみ」での教育を考えていく必要があります。そのためには、地域の人たちと学校のかかわり方も再考する必要があります。

これらのことは、姫路市の小中一貫校の歴史を見てもわかりますが、一朝一夕にできることではありません。先進自治体を参考にしたとしても、豊川市ではまだ何年もかかってしまいます。小中一貫校という形ではなくとも、同様な教育の考え方、姫路市の「ブランドカリキュラム」のような、ベースになる考え方が必要であると考えます。そして、現在、学校に通っている子供たちには、何ができるのだろうかということも同時に考えていく必要があります。そのためには、一つの部署だけでなく全体で考えていく必要があります。

②-2 先進都市の状況（兵庫県 加東市）

・視察日：令和4年7月28日（10：30～12：30）

・説明者：加東市議会 議長

加東市立東条学園小中学校 校長

加東市立東条学園小中学校 教頭
参事（小中一貫教育担当）、小中一貫教育推進室 室長
小中一貫教育推進室 係長、小中一貫教育推進室 主査
議会事務局 局長

・視察内容

- (a) 事業開始の経緯と背景
- (b) 事業の内容
- (c) 事業の成果と評価、地域の反響
- (d) 新校舎の特徴、工夫したこと
- (e) 教職員の働き方改革及び部活動における取組
- (f) 今後の課題とその進め方

・小中一貫校について

文部科学省の中央教育審議会において平成 26 年 8 月「小学校教育と中学校教育の接続について、小中一貫教育を学校制度に位置づけ、9 年間の教育課程の区切りを柔軟に設定できるようにする」など小中一貫教育の在り方について議論がなされ、今後は新たな学校種として認め、制度化し普及拡大しようとされています。

(a) 事業開始の経緯と背景

平成 26 年 12 月に公共施設適正配置計画（案）があり、加東市には、旧 3 町 9 校の学校ある、その中で、東条地域の市立東条中学校は、土砂災害警戒区域に学校施設が立地しており、生徒の安全面への配慮を第一に考え早急な対応が必要とされた。また、加東市では学校施設の耐震化されているが、昭和 39 年建築の市立東条中学では、すでに、平成 26 年 3 月現在で耐用年数を超えており、施設の老朽化対策必要とされている。また、少子化問題もある、東条地域だけではなく、他の地域でも同じ土砂災害警戒区域に学校施設が立地している箇所が複数ある。その中で、加東市教育委員会では今後、現存の市内 3 中学校区ごとに、小中一貫教育を推進することで新たな夢のある教育を創造して行こうと考え、1 月には市内小学校区単位で公共施設適正配置計画（案、小中一貫校含む）住民説明会と小中一貫教育に関する保護者説明会を開催（計 19 回開催）旧 3 町 9 校

- ・ 7 月には公共施設適正配置計画（案）市民説明会
- ・ 8 月臨時教育委員会 加東市小中一貫教育の推進及び整備方針について承認
- ・ 1 月定例教育委員会 加東市小中一貫教育の推進及び整備方針について承認される。
- ・ 3 月平成 29 年度予算特別委員会 東条地域小中一貫校全体計画説明

- ・ 4月平成 29 年総務文教常任委員会 東条地域小中一貫校の整備の設計のプロジェクトにあたっての概要説明
- ・ 12月定例教育委員会 東条学園の学校種を義務教育学校と承認
- ・ 3月予算特別委員会最終日 東条地域小中一貫校建設工事費関連可決
令和元年 5 月東条地域小中一貫校建設工事入札 1 社応札（不落）
- ・ 6月東条地域小中一貫校建設工事入札不調決定
- ・ 令和 2 年 1 月臨時議会 東条地域工事費債務負担行為の見直しについて
- ・ 3月予算特別委員会 東条地域建設工事、社地域基本実施設計予算
- ・ 5月東条地域小中一貫校建設工事入札 8 者応札
- ・ 6月定例議会 東条地域小中一貫校建設工事請負契約議決、本契約
- ・ 8月臨時教育委員会 校名承認（加東市立東条学園小中学校）
- ・ 9月議会 東条学園小中学校設置条例（3 校閉校、開校令和 3 年 4 月 1 日）
- ・ 令和 3 年度 4 月東条学園小中学校開校記念式典
旧東条中学校→東条学園小中学校後期課程校舎
旧東条小学校→東条学園小中学校前期課程校舎
- ・ 令和 4 年 1 月東条学園小中一貫学校竣工式

(b) 事業内容について

- ・ 東条地域小中一貫校（東条学園小中学校）建設工事関連工事費 50 億 6300 万円（予定）
- ・ 社地域小中一貫校 2025 年（令和 7）年度に開校する
- ・ 滝野地域小中一貫校 2025（令和 7）年度と 2026（令和 8）年度に建設工事実施
- ・ 現滝野中学校施設を活用し、2027（令和 9 年）年度に開校する

(c) 事業の成果と評価、地域の反響

小中のつながり意識アンケートより

実施日：令和 4 月 7 月中旬 実施学年：3 年生～9 年生

Q：1～9 年生が同じ校舎で生活するようになって、あなたの意識はかわりましたか。

A：平均 76.1%の学園生が（とても、少し）かわったと回答

Q：どのようなところがかわりましたか。

A：・異学年とかかわろうと思う 後期課程 約 30%（8 年生 47%）
・学校生活が過ごしやすくなった 前期課程 3～6 年生 約 28%
（4・5 年生約 36%）

*校内の過ごし方を気にする 9 年生 52%（その理由は最高学年としての自覚）

- *授業に集中できるようになった 6年生 26% (他学年 約9%)
- ・天神区の皆さんと学園前の県道に花植え (5～9年生が自主的に参加)
- ・生徒会が学園内で参加を呼びかけ、先生も含め 50人くらい集まった。

(d) 新校舎の特徴、工夫したこと

設計方針 (基本コンセプト)

- ・小中一貫教育の導入の目的、めざす子ども像

◇加東市における小中一貫教育導入の目的

～義務教育9年間の一貫した指導～

各教科をはじめ、運動会や体育祭などの学校行事、道徳等の教育活動すべてにおいて、小学校と中学校の垣根を超えた系統性・連続性のある教育活動を行うことで、ふるさとを愛し、自らの夢に挑む自立した子どもを育成する。

◇加東市のめざす子ども像

ふるさと加東から未来へ「自ら学ぶ子」「自他を大切にする子」「ねばり強い子」「個性豊かな子」「自分を活かす子」「たくましい子」

- ・加東市東条地域小中一貫校 設計方針 (5つのコンセプト)

- ア 加東市がめざす小一貫教育が推進できる学校
- イ 安全・安心な学校
- ウ 快適でゆとりのある学校
- エ 地域に根ざした学校
- オ 管理しやすく、長く使える学校

- ・配置計画

- *東条川と故郷の景観を望む教育環境
- *周辺の環境と調和する施設配置
- *歩者分離と県道小野藍本線の交通に配慮した車両動線計画
徒歩、スクールバス。自転車など異なる手段で通学する児童生徒の安全を最優先するため、スクールバス、給食車両を含む全ての車両進入口を敷地南西側に集約し、敷地内の歩車分離を明確にします。
- *駐輪場は自転車が車両動線と交錯しないよう、県道小野藍本線の歩道から直接入る計画とします。
- *スクールバスなどの車両は、県道小野藍本線から直接敷地に入らない計画とすることで、県道の交通への影響がない計画とします。

- ・平面計画

- *校舎、体育館、運動場、プールの配置について

- ・普通教室は全て敷地の南側に配置
 - ・教室棟は中庭を取り囲んだロノ字型プランとし、通風、採光に配慮したコンパクトな計画
 - ・体育館とプールを校舎と一体的に作ることで、敷地の高度利用を図り、広い運動場を確保
 - ・低学年用運動場（プレイロット）
- ＊普通教室について
- ・1階に1、2年生、2階に3、4年生、3階に5、6、7年生 4階に8、9年生の普通教室を配置し、4-3-2制に対応した計画
 - ・普通教室はゆとりある大きさ
 - ・各階に多目的教室や小人数教室を配置し、様々な授業形式に柔軟に対応できる計画
 - ・多目的教室は生徒数の変動に対応する予備教室として活用
 - ・各階にオープンな多目的を配置し、明るくゆとりある共用空間とするとともに、学級や学年の枠組みを超えた、多様な学習に対応可能な計画
- ＊特別支援教室について
- ・特別支援教室は2階と4階に分散配置するとともに、各階に配置した多目的教室を特別支援教室に転用することも可能
 - ・特別支援教室はエレベーターからアクセスの良い位置に配慮
 - ・年度によって変動する児童生徒数や、児童生徒の状況に柔軟に対応可能なよう、可動間仕切を採用し、教室の数や大きさを変更できるフレキシブルな教室
- ＊特別教室について
- ・特別教室は校舎北側に集約し、普通教室と分けた配置
 - ・関連する教科を接近させることで、教材の共用化など効率的な運用を可能とするとともに、教職員間の連携を高める
 - ・音楽室は普通教室等への音の影響の少ない最上階に配置
 - ・教室の数各学年で2クラス
- ＊管理部門について
- ・職員室や学園長室などの管理部門は昇降口や小運動場の様子を把握しやすい1階北側に配置
 - ・保健室は緊急車両のアクセスが容易な昇降口近傍に配置するとともに、昇降口を通らずに直接アクセスできる出入口の近くに配置
- ＊体育館について
- ・大体育館を3階、小体育館と柔剣道場を1階に配置し、積層します
 - ・地域開放しやすく、教室への騒音の影響がないよう、西側に集約した配

置

*図書室について

- ・図書室はもっとも静かで明るい位置
- ・PC 教室を併設し、図書、情報ゾーンを形成
- ・図書・情報ゾーンは全学年が利用しやすい校舎の1階部分に配置

*共用部について

- ・小学生の昇降口を1階、中学生の昇降口を2階に配置にすることで、小中学生の体格差や登下校時の混雑に配慮した安全な計画
- ・2階～4階の共用部は開放的でゆとりある空間とし、自習や学年文庫の配置など対応可能
- ・校舎中央に配置した中庭は校舎各部へ採光や通風を促進するとともに、1階部分は学年集会や各種発表などのイベントに活用できる屋外の教室

*学校施設の地域開放について

- ・1階の小体育館と柔剣道場、3階の大体育館と地域交流室を地域開放可能な計画
- ・地域開放時は1階、3階の北側出入口と1階南側の通用口1を利用する
- ・地域交流室3階に配置し、大体育館の控室としても利用できる

*プールについて

- ・プールは校舎南側の屋上に設けることで、陽あたりが良く、管理しやすい
- ・プールから東条川越しに豊かな田園風景を見渡せる
- ・各教室から北側の大階段とエレベーターを用いてアクセスでき、プールサイドからの二方向避難も確保
- ・大小2つのプールを確保し、児童生徒の体格差に配慮
- ・プール機械室は1か所に集約することで効率をはかる
- ・明るい学校とするための取組

*光と風を取り込む工夫について

- ・ロノ型の中廊下形式を採用した校舎の各所に、多目的スペースを廊下と一体となるように分散配置し、教室棟中央に4層吹抜けの中庭を設けることで、建物内に光と風を取り組む

*多目的スペースについて

- ・各学年の普通教室近傍に配置し、学年集会、少人数学習、グループ学習、自習、異学年交流授業などに活用
- ・多目的スペース内にティーチャールームや相談室、教材庫等を配置し、授業内容の充実をサポート
- ・学習展示などにより学年毎の独自性を発揮する場

- ・児童生徒間、教職員と児童生徒など、様々な交流を育む場として
- ・学年文庫の配置や自習スペースの確保など、児童・生徒の主体的な学習を促す
- ・災害対策計画と環境配慮計画

＊災害時避難施設としての取組

- ・「官庁施設の総合耐震計画基準」耐震分類構造Ⅱ類（重要度係数1.25）、建築非構造部材A類、設備甲類を確保する災害時避難施設
- ・太陽光発電システムを設置し省エネを図るとともに、災害時の電力供給にも活用
- ・落下リスクの少ない天井を採用する安全
- ・1階交流ラウンジは南側から車両で直に物品搬入できるため、緊急時の物資受け入れ場所として

＊環境配慮計画

- ・教室棟の中央に設けた大階段を吹抜け空間（エコシャフト）に活用し、自然採光と自然通風を促進
- ・地下ピットを經由した外気導入（クール・ヒートピット）など、自然エネルギーを積極的に活用
- ・LED照明器具を全面採用し、部分的に昼光センサー・人感センサーを併用

(e) 教員の働き方改革及び部活動における取組

- ・本市の教職員の働き方改革について
- ・学校ごとに定時退勤日、ノー部活デーの設定 勤務時間外は留守番電話の設定
- ・ノー残業（1週間1回）設定 放課後の時間にゆとりを持たせる
- ・記録簿へ出勤時刻（パソコンがあがると記録される）、退勤時刻の記入 管理職へ提出 超過勤務教員との面接→働き方改革へつながる
- ・校務支援ソフトを使った情報共有 【連絡事項はすべて校務支援ソフトを利用】タブレットは一人1台（職員室にはモニターにて一日の予定が目でわかる）→朝の打ち合わせ時間の回数の削減
- ・会議時間の短縮 リモート会議の活用

＊組織的な対応（小中教職員の融合に向けて）

朝の打ち合わせ

- ・管理職の打ち合わせ（毎朝）、統括教頭と教務・学年（層）主任打ち合わせ（毎朝）
- ・職員打ち合わせ（火と金曜日の朝）←校長や教頭からの発言

日常的な情報共有

- ・Google Chatの活用（管理職、管理職と主任、宿泊行事 等）

- ・緊急メール配信（教職員、保護者、地域住民）
（修学旅行などでは、全保護者へ配信される）だれもが共有
意図的な交流

- ・前期課程 プールの監視を可能な範囲で（後期課程教員へ依頼）
- ・後期課程 新人総体などの公式大会の応援（前期課程へ依頼）等
部活動にも前期課程の教員が応援へ行かれる

＊地域に開かれた学校づくり

学校運営委員会（令和 3.4.5 発足）、東条地域学校協働本部（令和 4.2.24 発足）

令和 4 年度の主な取組

- ・通学路の見えるか（見守り隊ビブス配布、110 番の家のぼり旗の配布）
- ・地域での作品展示（子供たちの作品を展示している）
- ・本市の部活における取組
- ・加東市部活動指導方針の徹底
- ・部活動指導員の拡充
- ・部活動外部指導者の雇用

夏休みに入り声かけにてサッカーを始めたばかり、まだまだ外部指導者の雇用は人材を見つけることが難しい面もある。

- ・課題
- ・定時退勤日であっても、残って仕事せざるを得ない場面がある。長期的な計画を立て、見通しをもって業務を行う意識を身に付けさせていく。
- ・部活動指導員の確保
- ・子どもの少子化による部活動の再編

(f) 今後の課題とその進め方

- ・ふるさと学習「かとう学」（市独自の取組）
ふるさとの「ひと・もの・こと」の学習を通じて、ふるさとへの愛着や自信を誇りを醸成しています。→実践記録集の作成（昨年度より使用）
- ・通学範囲が広がったことへの対応（課題）
本市のスクールバスの運用方針：小中一貫校を中心に、半径 3 km 未満に地区の公民館がある地区小学生は、徒歩通学 3 km 以上はスクールバス利用が原則。台車数は 4 台

③-2 総評

平成 27 年学校教育法等関係する法律が改正され、小中一貫教育が制度化されました。小中一貫教育とは、色々な捉え方があると思いますが、小中一貫教育では、9 年間を通じた教育課程を編成し、系統的・連続的な教育を目指す教育として

小中一貫教育が制度化されています。小中一貫教育を進める3つの類型があり①義務教育型（新たな学校種）前期課程6年・後期課程3年 校長は1人（副校長（統括担当）1人を配置施設の一体型は小学校と中学校が一体型、施設分離型では、2つの校舎が分かれています。

②併設型小学校・中学校 校長は各学校に1人 施設一体型では渡り廊下で校舎がつながっています、施設分離型では、3つの校舎が分かれています。

③連携型小学校・中学校 小・中学校が複数の設置者 校長は各学校に1人 小学校が複数あり中学校では一緒になると様々な類型があります。

加東市では、平成27年に公共施設適正計画（案）がありその時期と重なり、

施設老朽化の見直しが図られ、旧3町9学校があるなかで、東条地域の1小2中学校が小中一貫教育の推進が図られることになった。

検討のなかで、地域や保護者、議会などからの様々な意見や要望などの声があるなかで、細やかな説明会を何度も行われた。

加東市では、『10年、15年先の加東の子どもたちが、大きな夢を持ちながら自らの学びや他者との学びあいによって心身とも、たくましく成長できるように』中学生進学後の「中1ギャップ」（不登校、いじめ、暴力行為等の増加）少子化等に伴い学校が児童生徒の社会性を育成する機能を強化する必要性を課題解決へ取り組むために小中一貫教育の導入をされたことは重要であると感じた。

また、学習指導・生徒指導についても、小学校と中学校の垣根を取り払い、義務教育9年間で系統性・連続性のある教育活動は子どもたちにとって成長する糧になると感じた。

前期課程（1～4年生）では、学級担任制 中期（5～7年生）一部教科担任制 後期（8～9年）教科担任制と教職員が前期課程から後期課程の児童生徒に関わることで、学力の向上だけではなく、生徒の些細な表情などを、教職員が共有できることは、子どもだけでなく、保護者にとっても安心して学校に通わせることができると感じた。

施設では、低学年にはプレイロットがあり、中庭では屋外での授業ができるなど、多目的スペースが充実。図書館では、市内初の司書さんを常勤されている。また、児童生徒に1人にタブレットが支給され、自宅に持ち帰ることができる。教職員の働き方改革にもしっかりと取り組み、ノー部活デーの設定やノー会議デー教職員の多忙化が軽減は必要と考えであると感じた。

また、校務支援ソフトの活用では、全教職員が情報を共有することはとても良いことと感じた。情報は縦の情報も必要ではあるが、横のつながりはとても重要であると感じた。本市においても、地域の課題や少子化問題は今後重要な課題の一つである。

本市でも、今後小中一貫教育を進めて行くとするならば未来ある子どもたちのた

めに、この小中一貫教育を通して、地域の方との交流・文化を通じて、つながり、つながることは、1年生～9年生の児童生徒の社会性や個性、能力、人間性を伸ばし、生きる力を育むとともに、学力の向上だけでなく、中学入学時の不安解消や（不登校、いじめ）小さな悩みや児童生徒と教職員の垣根を越えた新たな教育活動はこれからの社会には必要であると改めて感じた。

（2）部活動における各種取組について

①本市の状況

豊川市教育委員会では、令和2年度より、教員の働き方改革の推進戸を踏まえ、本格的に小学校部活動について検討を進めてきた。一昨年度には、「豊川市教職員業務改善ガイドライン2021」を策定し、学習指導をはじめとする教育活動に邁進できるよう、業務改善に取り組んでいるところである。一方、子どもたちの生活の中には、スポーツ競技をはじめ、様々な学校外の活動が定着しつつあり、また、子どもたちの興味関心が多様化するなど、学校外への期待も大きくなってきている。このような状況の中において、業務改善を進める方策のひとつとして、1.（2）で述べたような二点の見直しがおこなわれた。

中学校の部活動については、文化庁並びにスポーツ庁の提言により、休日の部活動から段階的に地域に移行するとされているが、課題も多く、指導者の確保、受け皿の整備、大会の在り方、保護者の金銭的負担、学習指導要領や入試などに関連する制度の在り方、教員のかかわり方等、課外が山積である。来年度については、部活動外部指導者の協力を得ながら、現行のガイドラインに沿って活動していく計画がある。地域移行については、生徒、保護者、教員、地域の方々等の幅広い理解と協力を得ながら、現場が混乱しないように進めていく必要があるとの考えである。

②先進都市の状況（大阪府守口市）

守口市 学校部活動における各種取組について

視察日 令和4年7月29日

説明者 教育部 学校教育課 主幹 水野 敦夫 氏

(a) 部活動指導員配置事業

- ・令和元年度は研究指定校梶中学校と大久保中学校の2校で実施。令和2年度より全校実施。
- ・学校からの要望があれば、人材バンクから有償ボランティアとして採用。
- ・部活動指導員の位置づけ。

(b) 地域運動部活動推進事業

部活動の地域移行は2校で行っている。

学校名	さつき学園	八雲中学校
期待すること	すべての運動部活動を地域移行するモデルとなることを期待	地域に少年サッカーチームがあるにもかかわらず、サッカー部が存続の危機であったことから、生徒にとって望ましい持続可能な部活動モデルになることを期待
運営主体	コスモスポーツ（民間企業）	リトルFC（地域のクラブチーム）
活動内容	校内で練習	校内での練習及び練習試合
公式戦への関わり	今後検討	今後検討

大会等の単独引率は、市職員なら OK だが外部指導員のみは単独引率できない。練習時には先生も現場に行っている。

○ 取り組むことから生まれた新たな課題

- ・生徒のニーズ調査の必要性
- ・関係者への丁寧な説明
- ・運営主体との在り方
- ・地域等主体の部活動実施における費用負担
- ・教職員の兼職兼業について

○ 今後の最大の課題

- ・教育委員会と学校が部活動改革の必要性をぶれずに訴え
- ・学校の働き方改革だが、「子ども」を主語に
- ・「できること」から着手
- ・一人でも多くの理解者、支援者を得ること

③総評

担当で説明していただいた水野先生は、サッカー部の顧問時代に福井県に合宿に行ったり、高知に練習試合に行ったりと熱心に指導していたとのこと。その中では、家庭とのバランスを取るの難しいとも話してくれた。

今の流れである学校部活動の地域移行などの改革は、先生の生活を守るためにも必要であるが、生徒の部活動への取り組みの機会を奪うことになってはいけない強く思うところである。特に運動部については、成長過程にある中学生が、体を動かし技術を習得し、仲間とのチームワークを高めていくなど多くの経験が得られる。豊川市の取組の現段階では、生徒が置き去りになってしまうことに危機感を感じるところである。

守口市の取組が先進事例になっていることから、全国的にも生徒のことを考える段階とはほど遠いと感じた。このことから学校部活動の地域移行などの取組を急がなければならないと感じる。

守口市の学校部活動を地域移行の取組は、運営主体を民間企業や民間団体に任せている例であった。この取組を行う中で、民間に任せているが、問題は特に発生していないとのことだった。豊川市においても、競技種目によっては多くの民間団体がある。すでにある団体を活用して、部活動の地域移行を進め、現在の活動時間だけが減らされた部活動の状態から早急に進めるべきであると感じた。

今後の検討課題として、費用負担の話があった。これまでの学校部活動は親の費用負担はなかったが、地域移行が本格化してくると費用負担をどうするか、これをしっかり制度設計しなければならないということであった。家計に余裕のない方でも平等に学校部活動に取り組める環境作りを急がなければなりません。

学校部活動の地域移行は多くの課題があるからこそ豊川市においても早急に検討し、実行に移していくことが必要だと感じた。

4. 市民文教委員会からの提言

(1) 小中一貫教育について

文部省（当時）から研究開発学校の指定を受けた広島県呉市で、小中一貫教育が初めて導入され、22年の年月が経過した。その間、2003年には、構造改革特別区域研究開発学校制度の創設（特区開発）、2008年には、教育課程特例制度が創設（特区開発の全国展開）がされ、小中一貫教育のための導入が大きく引き下げられた。それにより蓄積された取組や成果を一層高度化させる等との観点から、正式な学校制度として法制化するために、2015年6月に義務教育学校の設置を可能とする改正学校教育法が成立し、2016年4月1日から施行され、小中一貫教育が制度として全国的に開始された。

この導入の大目的は、「義務教育9年間を連続した教育課程として捉え、児童・生徒・地域の実情等を踏まえた具体的な取組内容の質を高めること」である。制度趣旨については、釈迦に説法であるが、本市においても、今まで蓄積されてきた全国各地の自治体や学校現場での多くの取組を分析するとともに、市内の地域や状況に応じた研究を行い、Society5.0、インクルーシブな共生社会、グローバル化等、刻々と変化する社会に臨機応変にアップデートできる学校づくりに努めていきたい。

(2) 部活動における各種取組について

今回の所管事務調査は、大阪府守口市であったが、学校部活動の地域移行の取組は全国の先進都市事例においても、守口市同様、教員の負担減や専門性が向上する

一方で、金銭面や人間関係に関する共通の課題があることが判明した。生徒や指導者への金銭的支援のための財源確保の検討を進め、本市において、必要な予算の確保に努められるとともに、国・県・民からの多様な助成制度の活用も検討・要望を行っていただきたい。

また、部活動を通じて、更なる人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制、信頼感・一体感の醸成が育まれることを期待する。

別紙

〈調査経過〉

令和4年6月16日（木）

打合せ「調査事項、視察項目について」

令和4年6月21日（火）

打合せ「所管部（市民部、教育部）の各部長に聞取り」

令和4年7月1日（金）

打合せ「調査事項、視察項目内容について」

令和4年7月15日（金）

打合せ「調査事項、視察項目の決定」

令和4年7月27日（水）から29日（金）

視察の実施

1日 兵庫県姫路市 「小中一貫教育について」

2日 兵庫県加東市 「小中一貫教育について」

3日 大阪府守口市 「部活動における各種取組について」

〈意見交換会〉

令和5年3月10日（金）

市民文教委員会終了後